

平成 24 年 10 月 24 日

設置基準への意見

全国公立医科・歯科大学長会

札幌医科大学医学部長 黒木 由夫

福島県立医科大学長 菊地 臣一

横浜市立大学医学部長 横田 俊平

名古屋市立大学大学院医学研究科長

藤井 義敬

京都府立医科大学長 吉川 敏一

大阪市立大学大学院医学研究科長

荒川 哲男

奈良県立医科大学長 吉岡 章

和歌山県立医科大学長 板倉 徹

九州歯科大学長 西原 達次

(意見)

医師不足の対策として、既存の医学部の定員増によって一定期間対応する、という文部科学省が進めてきたこれまでの対応について、公立大学協会医科歯科部会は適切なものと評価し、そのご努力に対して敬意を表するものであります。

今回の改正案に示されている専任教員数、校地・校舎の面積についての基準は、今回の定員増の趣旨を踏まえつつ、医学教育の質を維持するためにも適正なものとは判断いたします。

一方、公立大学の医学部・医科大学では、医学教育の水準を向上させるため、少人数教育の推進、リサーチマインドの育成、診療参加型臨床実習の充実など、さまざまな努力を重ねているところであります。医学教育のクオリティを高めるためには、教育環境の向上は不可欠であります。文部科学省からの関連予算は国・私立大学を対象としており、公立大学の定員増に対してはあくまでも地方財政措置をもって対応するという形となっております。

これらの事情についてご理解いただき、文部科学省として公立大学に対する支援のあり方を見直すと同時に、総務省に対する地方財政措置の確実な措置についての働きかけについても、特段のご配慮をいただきたく、よろしく願いいたします。